

令和5年9月27日

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止のための基本姿勢

湘南信用金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与(以下「マネー・ローンダリング等」という)防止の重要性を認識し、以下のとおり「マネー・ローンダリング等防止のための基本姿勢」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、犯罪による収益の移転防止に関する法律、外国為替および外国貿易法ならびに関連法令を遵守し、取引時確認、疑わしい取引の届出、その他必要な顧客管理措置を適切に強化します。
2. 当金庫は、マネー・ローンダリング等防止を経営上の重要な課題として位置付け、経営陣の主体的・積極的な関与のもと、態勢構築に取り組みます。
3. 当金庫は、マネー・ローンダリング等に関係する顧客および取引を排除します。
4. 当金庫は、マネー・ローンダリング等防止に向けて、直面しているリスクを適時・適切に評価し、リスクに応じて適切な低減措置を講じます。
5. 当金庫は、マネー・ローンダリング等防止に適切に取り組むため、以下の項目について内部管理態勢を整備します。
 - (1) マネー・ローンダリング等防止のための組織・規程を整備します。
 - (2) 役職員に対する指導・研修等を通じて、マネー・ローンダリング等防止の重要性および各自の役割についての周知徹底を図ります。
 - (3) マネー・ローンダリング等防止に係る遵守状況等の点検・監査とその結果を踏まえた継続的な態勢改善に努めます。